

東寺觀智院金剛藏聖教類調查報告二題

『一二三四長者有無例』（188箱17号）

『勸修寺長吏并當寺別當任東寺長者次第』（290箱11号）

湯 浅 吉 美

はじめに

書誌事項と全文翻刻とを提示する。^①

まずいつもながら、長者砂原秀遍猊下をはじめとする

年来継続して参加させていただいている東寺觀智院金剛藏聖教類閲覧調査の報告として、小稿では右記二点の

東寺（教王護国寺）、同宝物館、また觀智院の皆様にも、衷心より御礼申しあげる。毎夏の調査に際して一方ならぬ

御厚誼に与るのみならず、成果の公表を毎々御快諾くださることに對し、深甚の謝意を表する。

また、橋本照稔猥下を筆頭に、大本山新勝寺ならびに成田山仏教研究所の方々の御高配にも感謝申しあげる。地味な基礎研究に対する温情あふるる御理解なくしてこのような作業を継続することは不可能で、足るだけの謝辞を想い浮べることができない。

《書誌事項》

① 一三四長者有無例 一卷（一八八箱一七号 『目録』

13—173頁）^②

〔鎌倉時代末期〕写 一冊

【装訂】折紙仮綴。

【表紙】本文共紙素紙表紙。縦一五・二糶、横四三・八糶。外題「一三四長者有無例」（直接墨書）。

【見返・扉・遊紙】見返に本文別筆（賢宝筆か）にて記事あり、翻刻参照。扉・遊紙なし。

【序】なし。

【本文部分】内題なし。楮紙。紙数六丁。無辺無界。每半葉二三行前後、毎行字数不等（十数字）、字面高さ約一四・五糶。

院号等ごく少数の注記あり（墨、本文別筆）。その他、訓点等なし。前表紙見返および1才に朱書あり。【尾題・奥書】なし（後表紙見返まで本文墨付）。

② 勸修寺長吏并當寺別當任東寺長者次第 一卷（二九〇箱一一号 『目録』17—146頁）

文明元年（一四六九）写 一軸

【装訂】卷子装。全長一五米二一・〇糶。

【表紙】後補素紙表紙、縦二七・六糶、横二六・七糶。

後補外題「勸修寺長吏并當寺別當任東寺長者次第」（直接墨書）。原装素紙表紙、縦二七・二糶、横二九・三糶。

原装外題「勸修寺長吏并當寺別當任東寺長者次第」（直接墨書）。いずれの外題も右肩に「内箱」と朱書あり、

後補外題に付くものは後補外題と同筆、原装外題につくものは本文・両外題のいずれとも異なり、本文中の朱書に近し。原装表紙は本文料紙よりわずかに厚手。

【見返・扉・遊紙】原装表紙見返のみ天单边、地無辺、単界の墨界あり（界高二・五・九糎）。扉・遊紙なし。

【序】なし。

【本文部分】内題「勸修寺長吏并當寺別當任東寺長者次第」。楮紙。紙数四四。標準一紙長三五・五糎。^③一部、修訂に伴うと思われる短紙あり。^④無辺無界。每紙一七、八行。每行字数不等。字面高さ二三糎内外。

少数ながら通巻に、朱（異筆）・墨（同筆・異筆）による誤脱訂正、異本注記あり。

八箇所に存する押紙は、本文とは別の一筆と見られる。その他、訓点等なし。

【尾題・奥書】尾題なし。奥書「文明元年二月三日以慈尊院御本令書写畢／浄土院僧正信（花押）」（第44紙、そのあとに別紙奥巻あり）。

【その他】卷首および巻尾に朱長方印（重郭、三・六×二・六糎、印文「勸修寺／大經藏」）各一あり。

もと折本。折目間三五・四糎内外にして標準一紙長と一致す。

紙背に「源氏物語古系図」あるも、総裏打・裏写りのため判読困難。

《若干の解題》

① 一三四長者有無例

本資料は、東寺長者の補任やそれと連動する後七日御修法の勤修につき、特異な（と考えられた）事例をメモ的に書き出したものである。もともと一名であった長者が、二長者、三長者と増員され、最終的には四長者まで拡張される過程や、一長者以外の長者が後七日御修法を執り行なったことなどを挙げている。本文部分の年記は正中二年（一三二五）が下限で、その頃、鎌倉末期か、遅くとも南北朝前半までに成立したものと考えられる。賢宝筆

かで見られる追記（前表紙見返）の中に応永五年（一三九八）の年記があるから、無論それ以前に本文が成立し、応永年間頃に追記がなされたということになる。

おそらく『東寺長者補任』その他の寺史資料から抄出したものであろうが、実際の典拠は示していない。記事を子細に検証してゆけば、原資料を割り出すことも可能かもしれない。また、そもそもどういった理由・必要があつてかかるノットを作成したかということにも興味を覚える。しかしながら、それは調査報告の範疇を超えると思うので、後考、もしくは関心を持たれた諸賢の手に委ねることにしたい。ともあれ、（報告者も含めて）寺院史研究者がしばしば行なう作業と同様に、長大な資料を繙きながら、所要の情報を律儀に拾い集めてゆく、基礎的かつ真摯な字僧の姿を髣髴とさせる一点である。

なお、『国書総目録』には著録されておらず、日本史・密教関係の辞典類にも見当たらない。

② 勸修寺長史并當寺別當任東寺長者次第

本資料については、まず『国書総目録』を検するに、『昭和法宝総目録』中の「勸修寺大経蔵聖教目録」に採録されている旨の記載があるのみで、現物の所蔵情報はない。その点、本資料は孤本ということが出来る。首尾に勸修寺大経蔵の朱印があることから推せば、あるいは何らかの事情でそれが移動して、現在は観智院に蔵されているとも考えられよう。⁵⁾

内容は書名が端的に示すとおりであり、勸修寺と東寺との関係を見るうえで基礎となる情報を伝えている。もともと勸修寺は、醍醐天皇生母藤原胤子（高藤女）の本願により、承俊を別當として開かれたが、その弟子済高が初代長史となつてから発展した。したがつて、記事は済高から始まり、下限は嘉暦二年（一三二七）・教寛に至る。全体として整った体裁と筆致とをほぼ保っており、十分な用意の下に筆写したことを窺わせるが、また随所に異本注記も見られ、本資料が（オリジナルではなく）転写本

であること、かつては複数本が伝存したことなどを知る。原本の成立は記事下限の嘉暦二年からさほど下らぬ頃と考えられ、筆写は奥書どおり文明元年（一四六九）と見てよからうから、必ずしも古写とは評せぬもの、おそらく唯一の伝本として相応の資料価値をもつに相違ない。

紙背には室町中期写と見られる「源氏物語古系図」がある。勸修寺にせよ東寺にせよ、真言密教とはかけ離れた内容の典籍として、学僧らの幅広い関心の在り処を窺わせて興味深い。奥田勲氏によれば、「伝清水谷実秋筆本」と呼ばれるものの系統に属し、長享二年（一四八八）に係る三条西実隆の編んだ一本に先行する古系図の一つとして位置付けられる、とのこと。ただし、少なからず錯簡や欠失があることが惜しまれるという。そのうえ、現状では修補の総裏打が施されており、裏写りも甚だしいため、きわめて判読しづらい。とはいえ、本資料の書写に際して、透けて見える系図線を行頭揃えの目安にしたと思われる節もある。ともあれ、報告者には源氏物語系

図に関する知識が無いので、これ以上の言辭を費やすことを差し控え、翻刻もしないことを諒とされたい。⁶⁾

注

- ① 勸修寺の寺号については、中世資料などを典拠にカンジュジと訓む意見もあり、『国史大辞典』や『国書総目録』ではそうしているが、現在の同寺の見解に従ってカジュウジと訓む。
- ② 『目録』は、京都府立総合資料館編『東寺観智院金剛藏聖教目録』（京都府教育委員会、一九七五―八六年）を指す。
- ③ 標準一紙長とは筆者が書誌事項の報告をする際に使用している造語である。文字どおり、当該卷子本を構成する料紙一紙の標準的横長を意味する。原則として最頻値（モード）を採るが、継ぎ目糊代に伴う誤差の範囲内において複数の最頻値が出るならば、その平均を採る。もともと複数種類の料紙が用いられている場合には、それぞれの標準一紙長を記載する。事々しいように思われるかもしれないが、一葉ごとに採寸してゆくと、料紙利用の様態が鮮明に浮かび上がってくる場合がある。たとえば、時や人を異にする書き継ぎ、推敲に伴う切断など。
- ④ 具体的に示せば、第19紙九・八糶、第20紙一三・五糶、第43紙八・〇糶、第44紙七・二糶である。その他の料紙は標準一紙長に対してプラス二糶、マイナス四糶の範囲に収まる。

《翻刻例言》

⑤ 一方、同類の『勸修寺長史次第』については写本二点が著録されており、一つは東大史料編纂所（彰考館本写）、いま一つは旧彰考館（醍醐寺座主讓補例と合）とある。また、江戸時代享保年間までの記事を存する。つまり、類縁関係は認められるものの、別資料である。

⑥ 奥田氏の解題は、京都府立総合資料館編『東寺観智院金剛藏聖教の概要』（京都府教育委員会、一九八六年）による。その一八五頁。なお、本資料自体も同書中に簡略な紹介がある（七八頁、田中稔氏担当）。

* 改行、傍記、小字片側寄せ、小字双行などの体裁は原本どおりとする。文字の大小、行頭の字下げなども、努めて原本の態様を髣髴せしめるよう心掛けた。ただし、字間の空きについては、やや統一を図り、十分に再現してはいない。

* 用字については以下の方針に従う。

・ J I S 内漢字および『今昔文字鏡 単漢字 10 万字版』（東京、紀伊國屋書店、二〇〇一年）の TrueType フォントを用いて表現可能なものは、原本の字形を活かす。したがって、同じ字の新旧あるいは正俗が混在する場合がある。

・ 文字の筆法によっては、筆写者がどの字形を書こうとしたものか判然としない場合が少なくない。その際は、概ね通行の字形を用いる。

・ それ以外の別体字は、右の範囲内に存する最も適

当な文字に改め、必要ならば翻刻注を施すことで対処する。

・ごくふつうに使われる別体字は、殊更に原本の字形を出さずに通行字体を用いる(例えば、職↓職、弘↓弘)。

・原本の字形を活かすか、通行字体に置き換えるか、その判断にややゆらぎがある。とはいえ、よほど用字法などの検討に踏み込まぬかぎり、あまり嚴格に呻吟することは、むしろ無意味であろう。

・本資料においても、大と太、小と少など、他の資料でもふつうに見られる異字通用がある。これらについては、翻刻には原本にあるとおりの字を出し、一々(ママ)を付けなかった。この方針によると誤植の識別が困難という悩みもあるが、報告者は(ママ)をできるだけ使いたくないのである。なぜなら、いわゆる正書法は言わば近現代の国語政策の産物であって、歴史資料においてきわめて多様な表

記が自在に通用されることは、この分野に携わる者に周知のはず。(ママ)を付ける背景には、正しくは〜と書くべきである、という意識があるけれども、その「正しくは」というのが、実はこちらの誤解であるかもしれない。我々が無知なのかもしれない。無闇に(ママ)を付けるのは好ましくならず、傲慢であるとも思う。なお疑わしい場合には、報告者まで照会された。(Y.yusasa@raigaku.ac.jp)。

* 朱書は『』を以て括る。

* 翻刻に出現する()は、報告者の加えた字句であることを意味する。

* 『一三四長者有無例』では毎半葉、『勸修寺長吏』では毎紙、冒頭に算用数字(と「オ/ウ」)により紙数を示す。

* 『Dx』では注の管理がすこぶる容易なので、原本所見に係る翻刻注は全て注として末尾にまとめた。なお、この点は『Dx』を採用するメリットのの一つでもある。

* その他、一般的な翻刻に準じて解釈されたい。

《付記》

* 小稿は報告者自身が日本語版 L^AT_EX₂ε(角藤亮氏によるいわゆる角藤版 pL^AT_EX₂ε)で組版し、大島利雄氏公開の“dvipout for Windows” version 3.11.4 によって印刷出力したものを版下として使用した。

* JIS 外漢字を組版するため、『今昔文字鏡 単漢字 10 万字版』(東京、紀伊國屋書店、二〇〇一年)の TrueType フォントを使用した。当該フォントの著作権は株式会社エーアイ・ネットならびに文字鏡研究会にある。

* 前項のフォントを L^AT_EX₂ε 上で使用するに当たり、堀田耕作氏によるフリーウェア Mjfonts パッケージを利用した。

* これらのソフトウェア等を開発・公開された諸氏に心より敬意を表す。

① 一三三四長者有無例 (188箱 17号)

(外題)
一一三四長者有無例

(見返)

二長者始真濟 承和八年或十年

三長者始峯敬 昌泰元年
或寬平七年十二月廿九日^五

檢校始 益信 寬平八年

權法務 聖宝 五年十二月廿九日聖宝
寬平九年^六
律師任權法務東寺法務
同時相並初例也 ①

寬朝大僧正 寬和二年十二月廿五日轉大僧正^七
僧正也以前行基良源也^八東寺初例 第三度大 ②

無別當 自長元三至同六年无凡僧別當 ③

(上段)

○應永五九權僧正光治非長者後七日行 金剛王院 ④

○仁治元三長寬元元四長 後七日行 ⑤

○同二 四長 『此後三四後七日尤多』 ⑥

○曆仁元 長者大僧正定豪 三月高野
大塔供養色衆

○嘉祿元 定豪十二月晦日加任三長、

依藤次越覺教 長者四人僧正始例也

天喜二三年 康平 ⑦

一長者 權大僧都覺源

二長者 權大僧都長信

承安 万壽四年 ⑧

一長者 大僧正深覺

二長者 權少僧都仁海

三長者 權律師成典 ⑨

四長者 權律師延尋 ⑩

八月十四日加任三十六長者依上藹拳被 ⑪

補之而今以自解補之四十未滿長者

初例超尋清朝源等長者四人第

四度例就佳例被成

四人

三長四長
久安二年
『嘉承』

四長者後七日修行^⑫

久安五年 治承元

永長
寬治比
三人

治安三

一長者深覺僧正

二長者仁海權小僧都^{七十}^⑬

四年
建保元

三長者成典權律師^{六十六}

已上三人同日任長者三人一紙官符

延喜六年

『二長』
二長者

聖宝權僧正

『三長』
三――

峯敷 三月以後為二長

三――

觀賢 七月七日加任三長

(下段)

閏三定豪三、一、一^⑭

○嘉祿元覺教三長―後七日

○承久三覺教三長―後七日行之

○建保三親嚴加任^{三長}_{六十五}十月九日拜堂

○建保二祐尊四長者後七日行之

『嘉禎三行遍四長―後七日』^⑮

○建保四親嚴承久覺教三長―^⑯
建仁元仁隆 後七日行

○治曆二年延久三^⑰

一、一、一
二、一、一
三、一

○長久四年長者四人第五度例

○建永三成宝三長、後七日行之

○建永十一月十四日二長―拜堂^⑱
親覺

○仁安三年禎喜^{高野}
拜堂

○寛信仁平二年八月十日

三長拜堂

三長
静灌 保元元十二月九日拜堂

○嘉應二年長幸後七日行
元年拜堂 三長一 ⑩

○承安三年行海退為第四

(一才)

一長者僧正真濟

二長一律師真紹

真濟卒後真雅僧正直為一長者

●承平三年長者三人第二度例 ²⁰

安和二

香隆寺

一長一僧正寬空 『一寬空』

嘉祥寺 『二救世』

二長一少僧都救世 『三寬忠』

一乘院 『四定照』

三長一律師定昭

長者四人初例也 大安寺

權少僧都寬忠加任三長一

定昭退テ四 ²¹

●天祿二年長者四人第二度例
天延三年比四人

一長者少僧都救世

權少僧都寬静直為二長者 西寺

超寬忠定昭二人

長承二元

一長者法印權大僧都信證 堀池宮

權少僧都定海 四月十四日 加任

信證退二定海為上藹故力

久安二

勸修寺

一長者權大僧都寬信

權大僧都寬遍加二長者 忍辱山 ²²

同六年二月寬遍叙法印為一長者 ²³

(1之)

寬信退二

永曆元

一長者僧正寬遍

二長者律師任覺

四城寺侍從

法眼禎喜准長者任權少僧都

去十月廿三日美福門院崩時

寬遍任覺依禁忌被加補之

觀音院灌頂行之自此為二長者

任覺退三

應保二年十月廿七日任覺轉

大僧都超禎喜為二長者

仁安元年六月十九日禎喜於神泉宛²³

修孔雀經為祈雨賞任權大僧都

為一長者蒙院宣仍超任覺

承安二年

一長者權僧正禎喜

二長一法印權大僧都任覺

三長者權大僧都長幸鳥羽

法印權大僧都行海二月廿三日

加任二長者任覺退三

治承四年

一長者大僧正禎喜

二法印權大僧都行海今年行海卒

三法印權大僧都任覺

(2才)

四長者法印權大僧都定遍尊壽院大納言

法印權大僧都覺成為三長者保壽院中納言

超定遍

壽永元年正月十三日

法印定遍任權僧正超覺成為

第二長者

文治三年

一長者權僧正俊證

二長者法印權大僧正仁證⁽²⁵⁾

權僧正勝賢十二月三日
加二長一

仁證退三

同五年

一長者權僧正俊證心蓮院大輔

二長一權僧正勝賢

三長者法印權大僧都仁證

權僧正覺成十二月廿六日
復任二長一

勝賢退三

正治元年

一長者僧正延杲六条宰相

二長者權大僧都印性西院大夫

法印權大僧都隆暁勝宝院
正月十三日
加二長一

印性退三

(2ウ)

承元々々年

一長者權僧正印性 今年卒

二法印權大僧都親覺 円樂寺

三法印權大僧都成宝 勤修寺

權僧正道尊直為一長 安井

建曆元

一長者僧正道尊

二長一法印權大僧都親覺

三長一法印權大僧都成賢 遍知院

七月十三日於醍醐

三宝院為祈雨修

孔雀經法降雨賞

任權僧正超親覺

為一長一

承久二年

一長者僧正道尊 今年卒

二長一權僧正親嚴 隨心院

三長一權僧正覺教 真乘院

同三年正月一日僧正成宝還着

一長者超親嚴覺教

同年十一月七日被止寺務法務

同十月廿四日僧正道尊轉大

十一月七日還着一長者

嘉祿元

一長者大僧正道尊

二長一權僧正親嚴

(3才)

三長一權僧正覺教

花藏院

權僧正定豪加三長者

覺教退四

寬喜元

一長者僧正親嚴

二長―權僧正定豪

三長―權僧正覺教

權僧正真恵加三長者

覺教退四

曆仁元

一長者大僧正定豪

二長―權僧正真恵

三長―僧正覺教 三月十八日辞長―

四長―法印權大僧都行遍

權僧正嚴海加三長者

延應元

一長者大僧正真恵 今年卒

二長―權僧正嚴海

三長―權僧正行遍其院

前僧正覺教復任一長者

同年僧正良恵加三長―

行遍退四

仁徳元²⁶

一長者大僧正覺教

(3ウ)

僧正良恵轉大為二長者

超嚴海

宝治元

一長者前大僧正良惠上乘院

二長一僧正行遍

三長一法印定親新能野

僧正實賢加二長者

行遍退三

同二年僧正行遍轉大即

寺務超實賢

建長元

一長者僧正實賢醍醐

二長一法印權大僧都定親

權僧正宣嚴加二長一

定親退三

建長三

一長者前大僧正良惠

二長一權僧正宣嚴隨心院

三長一法印權大僧都定親

權僧俊嚴加二長者²⁷

同五年

大僧正道乘直任一長者上乘院

同七年

一長者大僧正道乘

(4才)

二長者權僧正房円真乘院

三長一權僧正定親

權僧正實瑜成就院加三長者

定親退四

文永元

一長者大僧正道勝勝宝院

二長一權僧正實深蓮藏院

三長一法印權大僧都定親法池院

前權僧正道融轉僧正

加任三長者定濟退四

同三年

一長者前大僧正道勝澄辞長者

二長一僧正隆證澄 辞長一

三長一僧正道融 為一長者

前權僧正隆助相應院 為二長一

權僧正齋助 為三長一 28

兩人共二超定濟

文永十

一長者大僧正道融

二長一僧正隆助

三長一僧正齋助

四長一權僧正定濟

(4之)

僧正道宝加二長者勸修寺

齋助定濟二人共二超

為月蝕御祈賞上臈

超二人云々

弘安元

一長者僧正齋助

二長一僧正定濟

三長一法印權大僧都了遍

法印權大僧都普成佛院賴善加任三

長者了遍退四

同三年

一長者僧正定濟

二長一僧正勝信勸修寺

僧正道耀加三長者

超了遍

同十年²⁹

一長者僧正守助相應院

二長一僧正静嚴

三長一法印權大僧都覺濟

權僧正頼助加三長者

覺濟退四

正應元

一長者僧正守助

(5才)

二長者僧正静嚴

三長權僧正頼助佐々日 八月三日轉正 為第二長者

四長一權僧正覺濟

正應三

一長者大僧正静嚴自三移一

³⁰

二長―僧正頼助

三長―僧正實宝威徳寺

四長―権僧正覚済

次年轉正超實宝^①

永仁三

一長者僧正勝恵

二長―権僧正守誉佛名院

三長―法印権大僧都教助慈尊院

僧正守恵加二長者

同六年

一長者大僧正守恵成就院

二長―権僧正教助

三長―権僧正良円自性院

前権僧正深快花藏院補二長者

正安元

一長者権僧正深快

二長―権僧正教助

(5ウ)

三長―権僧正良円

権僧正守瑜尊勝院加二長者

正安二

一長者僧正守瑜

二長―僧正良円

三長―法印権大僧都實荷

前大僧正守譽復任守瑜

被辭寺務以後為一長者

僧正信真忠加二長者

權僧正長遍32
法印實荷 二人共二超

同三年

一長者大僧正信忠

二長一僧正有信直移二長者

三長一僧正長遍

四長者權大僧都實荷

嘉元々

一長者前大僧正信忠

二長一僧正隨心院嚴家直為二

三長一權僧正成惠直為三

法印權大僧都實荷退四

(6才)

德治元

一長者僧正教助再任

二長一僧正地藏院親玄

前大僧正聖忠加任二

親玄退三同年十月

十一日轉大又為二長者

延慶元

一長者前大僧正直任禪助直任

奉授灌頂後宇多法皇

勸賞云々

前大僧正聖忠超

同二年

一長者前大僧正聖忠

二長一權僧正能助

僧正定助尊勝院加二能助退三

應長元

一長者僧正成惠為直任

僧正定助

同能助

同宣覺 三人超

正和三年

一長者僧正能助

(6ウ)

二長一僧正實海

三長一法印權大僧都顯譽

僧正有助加三顯譽退四

同五年

一長者僧正實海

二僧正賢助為直任

僧正有助

權僧正顯譽二人共二超

同年轉正為第二長者³³

元應元年

一長者僧正公紹再任

二長一僧正道順直任

僧正有助

僧正實弘二人共二超

元亨三

一長者前僧正弘舜花嚴院為直任

二長一僧正教寛

三長一僧正道意 三人共ニ超

四長一権僧正有助

(後表紙見返)

正中二年

一長者僧正教寛

前僧正光誉加二

僧正道意 退三

同年

一僧正有助為直任

僧正道意

法印権大僧都頭助真乘院

法印権大僧都實助 三人共ニ超金剛王院

注

- ① 九年欵、墨抹。同時、墨線にて「寛平」に接続す。
- ② (双注左行の右注) 天台、朱線にて「良源」に接続す。
- ③ このあと二行分ほど空き。以下、小字にて二段に書すも、いま本文同大に翻刻す。
- ④ (右注) 金剛王院、墨線にて「権僧正」に接続す。
- ⑤ 寛元、墨筆合点を施す。
- ⑥ 同、墨線にて右行「仁治」に接続す。
- ⑦ 康平、墨線にて補入符に接続す。
- ⑧ 承安、年代が離れており、趣意不明。
- ⑨ 権、字頭に朱小丸あり。
- ⑩ 一長、四長、(の如き墨線にて括りてあり。
- ⑪ 八月十四日、被成四人、下段にあり、「八月」を墨線にて上段の「延尋」に接続す。また、八月、初例、(の如き墨線にて括りてあり。

- (12) 四長者、墨線にて(久安二年の)年に接続。(右注)三長四長、墨線にて「久安」に接続。(左注)久安五年、墨線にて「者」に接続。(左注)治承元、墨線にて「修行」に接続。
- (13) 一長者、三長者、(の如き墨線にて括りてあり。
- (14) 閏三、墨線にて左行「嘉祿」に接続す。但し、閏三月のあるは同三年。定豪は嘉祿元年に三長者となる。
- (15) 嘉禎、朱線にて右行「建保」に接続す。
- (16) (左注)建仁、墨線にて「建保」に接続す。
- (17) 治暦、二、(の如き墨線にて括りてあり。
- (18) 永、「保」を墨抹して右傍に書す。年記ナシはママ。
- (19) (左注)元年・(右注)「三長」、それぞれ墨線にて「嘉應」・「長辛」に接続す。
- (20) 行頭、朱丸点。
- (21) 行頭、朱丸点。
- (22) 寛、押紙に書す。原字不明。
- (23) 叙、実際の字形は「余」+「刃」。
- (24) 宛、ママ。
- (25) 正、「都」なるべきか。
- (26) 仁徳、ママ、「仁治」なるべし。
- (27) 権僧の下、「正」脱なるべし。
- (28) 前権僧正・権僧正、(の如き墨線にて括りてあり。
- (29) この行の後に紙継あり。書き損じて別紙を継ぎしものと見ゆ。
- (30) 権、はじめ「一」、権の偏旁でそれを挟む。
- (31) 次年、墨線にて右行「権僧正」に接続す。
- (32) 僧正真(信) 忠く法印實荷、(の如き墨線にて括りてあり。
- (33) 同年、墨線にて右行「権僧正」に接続す。

② 勸修寺長吏并當寺別當任東寺長者次第

(290箱 11号)

(後補外題)
勸修寺長吏并當寺別當任東寺長者次第

(原裝外題)
勸修寺長吏并當寺別當任東寺長者次第^①

(第1紙)

勸修寺長吏并當寺別當任東寺長者次第

御記云
一大僧都濟高

延喜二年三月十六日任別當右大將宣
峯禪弟子

同十年八月九日給官符年五十九 藹三十九

延長三年八月廿三日任權律師此日天皇奉
為母后於當寺

被行御態
為別當賞

天慶五年十一月廿五日入滅年九十一
東寺一長者

在任三十^二年

同記云
延長六年直任

長者權律師濟高 勸修寺根本別當尊師弟子

十二月廿七日任長者即寺務七十一或記云

藹五十九在之 同日任東大寺別當同卅日

(第2紙)

補金剛峯寺座主 觀宿替 御記云

濟高大法師貞觀十二年□月三日誕生^{云々}^②

元慶二年四月八日御出家御年九歲

元慶四年加行^{云々}

延喜十年八月九日任長吏職^③

長者補任云

延長七年^{己丑}二月八日貞譽大法師承俊
弟子補凡僧^④

別當 玄照卒替

長者權律師濟高後七日法行之 正月五日拜堂

同八年 同廿九日延喜上皇崩四十六

長者、、濟高

朱雀天皇
承平元年辛卯 七月十九日禪定法皇寬平崩六十五

(第3紙)

長者、、濟高後七日法行之十月廿七日轉正

宣命

同二年太元泰舜 三月七日素連大法師補

凡僧、、聖宝弟子貞譽補貞觀寺

座主

長者律師濟高

同三年

長者、、濟高後七日法行之

同四年 六月初建祇園社

長者、、濟高

同五年

長者、、濟高後七日法十月十三日任少僧都

同六年 十一月九日貞譽兼任凡僧、、

長者少僧都濟高後七日法行之

同七年 八年五日廿三日改元二

長者、、濟高

天慶元年戊戌

長者、、濟高後七日法行之

(第4紙)

同三年

長者、、濟高後七日法行之十二月十四日

轉大僧都

同四年

長者大僧都濟高 後七日法勤之

同五年

長者、、濟高 十一月廿五日卒九十二 不兼法ニイ

務勸修寺根本承俊僧都入室惠宿

受法資聖寶灌頂弟子延喜十年

八月九日任勸修寺別當五十九
在官符

延喜三年八月廿三日任權律師勸修寺【長】五イ

供養導師賞經從儀師威儀師大

威儀師人也年月日建立高野

三昧堂而已

或記云

權律師貞譽

(第5紙)

天慶七年六月廿一日任檢校官符
承俊弟子

檢校任符此外所無寺家也而天德四年

損色注文云檢校少僧都無判署于時延鑿一人
為東寺少僧都件人歟云々

件文雅慶為別當並判然者檢校有

数欵可尋注之

同年七月八日卒年七十五

長者補任云

權律師貞譽 月日加任二長者云々寺家

無官符仍任日不詳

同六年

長者權律師貞譽 後七日法不行之

天慶七年

權律師貞譽 加任 七月八日卒五〇〇^⑦

天慶六年宗慶大律師傳法灌頂記大阿闍梨貞譽 御年

五十一云々七月八日卒 美濃国人大田氏天慶七年

延命院承俊僧都入室受法灌頂資

延長五年八月四日任東寺入寺七年二補^⑧

(第6紙)

月八日任補凡僧別當承平二年三月七日補^⑨

任貞觀寺座主此日辞凡僧別當去承補^⑩

平六年十一月九日復任凡僧別當補^⑪

天慶三年十二月十四日任律師宣命同

七年六月廿一日補勸修寺檢校

或記云大僧正雅慶

天曆九年四月三日任別當官符年卅一 萬十三 于時凡僧遍覺弟子

長和元年十月廿五日入滅年八十八 東寺一長者

在任五十七年

永延二年

律師雅慶 勸修寺 東大寺

六月十四日加任 但永延三加任六十五^⑫

雅慶延長二年五月一日御誕生實剋云

一品式部卿敦實親王御子雅慶承

平四年落飭御年十一歲

天慶九年四月三日長吏補之後号

勸修寺大僧正

(第7紙)

(三行ほど空き)

永祚元年

律師雅慶 十二月十日拜堂同廿七日

任權少僧都 同日兼法務イ三人欵

為僧都九人初例也

長徳元年

後七日法行之

權少、雅慶 後七日法行之

正暦元年庚寅

九月十六日灌頂行之

權少僧都雅慶 後七日法行之

同二年 二十二圓融院崩

同二年

權少、雅慶 後七日行之九月廿八日

同三年 一條院 始幸平野社

灌頂行之

權少、雅慶 後七日法行之

同四年 三 ②

權少、雅慶 後七日法行之九月十六日

同四年 權少、雅慶 後七日法行之

灌頂行之

同五年

同四年

(第8紙)

權少、雅慶 後七日法行之

權少、雅慶 九月十六日灌頂行之

律師 濟信 真言院東大寺 十二月廿一日

加任^{四十五}同廿九日任權少僧都今年

仁和寺別當三僧如元

長保元年^{己亥}

(第9紙)

長者權少僧都雅慶法^一後七日法行之

八月九日任東大寺別當^{在任六年}同廿九

轉大イ去年十二月廿六日深覺律師

任東大寺別當

權少僧都濟信 十月十日灌頂行之

長保二年

二月七日僧正真喜卒^{三十九}永祚元年五月

補法務至今^{經十}年四月五日勸^三

修補法務十一月廿五日戌尅東寺北宝

藏燒失南北二字北宝藏南北五間東

西三間南宝藏四方各三間

長者權少僧都雅慶法^一後七日法行之

八月廿九日轉權大僧都天台勝筭同

日任十月十三日灌頂行之

權少僧都濟信

同三年<sup>七月一日觀修辭法務十一月十八日內裏燒亡
潤十二月廿二日東三条院崩</sup>

長者權大僧都雅慶法^一後七日法行之

(第10紙)

權少僧都濟信 七月廿九日兼法務山^{十七イ}

階真喜辭退替今年辭仁和寺別

當或本云長保二四月五日蘭城寺

觀修任法務今年七月辭退^云讓与覺

緣律師九月十六日灌頂行之

同四年

長者權大僧都雅慶法―後七日法行之

七月廿六日任僧正七十八明豪轉大替

十月十六日灌頂行之

權少僧都濟信法―同日轉大四十九

同五年 六年七月廿日改元

長者僧正雅慶法―後七日法行之

權大僧都濟信法―

權少僧都深覺禪林寺

八月七日加任四十九九月十三日此人加任之

時少僧都欵然者權字不可有之十

月十五日灌頂行之東大寺別當快

婦凡僧別―仁海

(第11紙)

寬弘元年甲辰

長者僧正雅慶法―三月四日東大寺別當

仁和寺別當十月廿五日灌頂行之

權大僧都濟信法―後七日法行之

權少僧都深覺

寬弘二年太元法円勤之十一月十五日内裏燒亡

長者僧正雅慶法―後七日法行之

權大僧都濟信法―九月十六日灌頂行之

權少僧都深覺

同三年

長者僧正雅慶法―後七日法行之
十月十六日灌頂行之

權大僧都濟信法―

權少僧都深覺

同四年

長者僧正雅慶法―後七日行之

權大僧都濟信法一 月日補東大寺別當

權少僧都深覺

同五年 二月花山法皇崩 四十一

(第12紙)

長者僧正雅慶法一後七日法行之
十月三日灌頂行之

權大僧都濟信法一 三月 辭東大寺別當

權少僧都深覺

寬弘六年 六月十九日被始行禁中

勝講或云先々帝時々被行之而自今

年永為恒例云々

長者僧正雅慶法一

或記云自正月廿五日於真言院修去冬

季孔雀經法同三月廿一日於閑院修春季

孔雀經法云々

私云件季孔雀經法事不知之

權大僧都濟信法一 十二月十七日灌頂行之

權少僧都深覺 後七日法行之

同七年

長者僧正雅慶法一三月廿五日觀音院灌頂被始
行胎藏色衆四十五人

權大僧都濟信法一 後七日八月廿一日轉正宣命

權少僧都深覺 十月十三日灌頂行之十一イ

同八年 太元法信源勤之九年十一月廿五日改元四月廿七日十二イ

山階定證兼法務濟信替六月十三日讓位三条七イ
ニイ

院受禪卅六
居貞 同十九日一条上皇落饒同廿二日崩卅二

十月廿四日冷泉院上皇崩六十二 仍天下諒闇止大嘗會

(第13紙)

長者僧正雅慶法一四月廿七日轉大八十六 十月十日灌
頂行之

大僧都濟信法一 後七日法行之

雅慶濟信法務相雙十一个年

四月廿七日辭長者大僧都權法務五十八

以大僧都辞状讓与于藺城寺永

円内供任權律師永円者濟信之甥也

兵部卿敦平親王男也讓官於他門

初例也濟信法務辭退替定澄僧

都補之

權少僧都深覺 四月廿七日轉權大五十八

權律師但寬和二年法皇御受戒

記云為凡僧如何此後任欵永延元年

三月十一日轉正

權大僧都深覺

十月以後至同二年正月七日九月十

六日灌頂行之寺務事不分明可

勘決之

三條院
長和元年壬子

長者大僧正雅慶法後七日法行之

十月廿五日卒八十七号勸修寺式部卿敦實⑮

同二年

親王息寬朝受法弟子同舍弟也興福寺

長者權大僧都深覺

遍覺大法師入室天曆九年四月三日

二月日辭長者讓与盛筭云々或云長

補勸修寺別當在宣符天延三年三月廿

保五年加任之時不經幾程即辭云々

五日補東寺入寺五十一永觀二年八月⑯

仁海自筆記云長和四年後七日大

(第14紙)

六日補凡僧別當寬和二年二月日任

事欵

僧都深覺云々然者今年辭退僻

前大僧都濟信 深覺大僧都後七日

御修法故障之間後七日法勤行前

(第15紙)

長者无官人勤此役希代之例也

同十四日任權僧正還任長者并法

務六十参加持香水无官人无先例故也

十月十五日灌頂行之十二月廿六日轉

正記云真言院御修法^{云々}可尋決之

同三年

正月十九日仁海補凡、二月十九日拜、

長者僧正濟信

法一山階寺定澄相雙後七日法行之

十月十四日灌頂深覺行之

同四年

十一月一日定澄卒八十一月十七日裏焼亡^{〔内〕}

長者僧正濟信

法一後七日法深覺行之^{云々}

長和五年

六月四月廿二改元^{三イ}

正月廿九日讓位後一条天皇受禪^{九歳}

敦成以三条天皇為太上天皇同日以式

(第16紙)

部卿敦明親王為皇太子廿四

長者僧正濟信

法一後七日法行之

後一条院
寛仁元年^{丁巳}

十二月十五日深覺大僧都兼法務定澄

替四月十九日三条上皇落齋五月九日

崩四十二 八月九日皇太子敦明上表准太

上天皇賜院号小一条院是也同日以敦

良親王為皇太子九歲^{〔後〕}朱雀院是也^⑮

長者僧正濟信

法一後七日法行之八月十五日灌頂行之

同二年

正月三日天皇御元服^{十一} 月日長和親王

於濟信空御出家^{〔室〕}十四先々御室是也八月^⑯

日長筭大法師補凡、仁海補律師替

長者僧正濟信^{法一後七日法行之}
^{十月十五日灌頂行之}

同三年

^{〔第17紙〕}

長者僧正濟信

法一後七日法行之

十月廿日轉大^{六十六}天台慶円辭退替

十一月十七日灌^頂行之

同四年 ^{五年二月二日改元}
^{〔十一〕}

長者大僧正僧濟信^⑳

法一後七日法行之

二月廿七日聽牛車僧牛車初例也長徳元

寛朝輦車欵八月八日賜山城国水田五

十町十一月廿三日灌頂行之

治安元年^{〔辛〕}
^{〔酉〕}

長者大僧正濟信

法一後七日法行之

十二月十日灌頂行之

同二年

十月仁和寺觀音院供養焼失改

長者大僧正濟信

法一後七日法行之

(第18紙)

十一月十六日灌頂

同三年

四年七月十三日改元十二月廿九日天台院廿五イ

源兼法務濟信替雙深覺院源以

後叡山人不任法務

長者大僧正濟信 二長者在任十四年 一長者有任十一年 長者補任有之 ②

法一後七日行之

三月七日於仁和寺觀音院奉授灌頂

於法親王十九色衆三十五口嘆德仁海

十月十六日灌頂行之

十二月十五日辭諸職七十左大臣源雅

信息寬朝僧正灌頂弟子雅慶僧正

入室永延三年正月十一日任權律師

朝觀行幸賞云々雖得入寺解文不②

被下官符任權律師畢正曆五年

轉正長和元年十月任勸修寺別當雅慶

大僧正讓也長元二年十二月廿日賜封卅イ

(第19紙)

戸三年六月十一日入滅七十七号仁和寺二イ

大僧正又号真言院

僧正深覺法一

十二月廿九日轉大復任長者六十九法務者

寛仁元年三月十五日任云々相雙濟信七个年

(第20紙)

萬壽元年甲子

長者大僧正深覺法一

權少僧都仁海 小野

法一二月廿四日奉祈春宮燒病

後七日法行之

長元々年 辰

五月廿三日拜堂七十一 十月十日灌頂行之

五月院源法務卒八十

十一月廿日觀音院灌頂大アサリ入道无品親王

長者大僧正深覺 法一

(第21紙)

同二年

權律師成典

長者大僧正深覺 法一

同二年

十二月廿日賜封七十五戸臨時朝恩 云々

長者大僧正深覺 法一

同日前大僧正濟信同賜封戸

同三年

(第22紙)

長者大僧正深覺

同三年

法一五月十一日輦車宣下

長者大僧正深覺

同四年

同四年 壬

五年七月廿五日改元十月四日灌頂

十月廿一日灌頂

長者大僧正深覺

長者大僧正深覺法一

十二月廿六日辞大七十七以辞状弟子深觀
内供宜任權少僧都記云法務并東寺々々
務雖不載辞状先々无官人不居此等職
仍被止雨兩職畢

24

同六年

前大僧正深覺

十二月廿二日復任長者并法務蒙輦車
宣下无官人帶此職初例也此以來為流
例也但去年十二月復任云々

長元七年

長者前大僧正深覺法一

同八年

長者前大僧正深覺法一

同九年

十年四月廿五日改元四月十七日

(第23紙)

後一条天皇崩廿九此日落飭同25

日後朱雀天皇受禪廿八敦良十

二月廿八日光慶大法師補凡、々、

長者前大僧正深覺

後朱雀院
長曆元年丁丑八月十七日立太子親仁親王十三
後冷泉院是也

長者前大僧正深覺法一

同二年

長者前大僧正深覺法一

同三年

長者前大僧正深覺法一

長久元年庚辰九月九日內裏燒亡京極院也
辰神鏡燒損云々

長者前大僧正深覺

法一十月五日灌頂七日イ

長久二年七月十四日信覺大法師補凡一、光慶卒替

長者前大僧正深覺法一

同三年

十二月八日×内裏燒亡²⁶

(第24紙)

長者前大僧正深覺法一

同四年

五年閏月十八イ十一月廿四日改元十二月廿八日明²⁷

尊大僧正任法務深覺卒替三井寺

法務始例也

長者前大僧正深覺「加任十年 再任三度」
一長者廿二年²⁸

法一後七日深覺仁海法一相雙十一个年

九月十四日卒八十九 禪林寺僧正是也

九条右大臣師輔第十一息寬朝僧正

灌頂弟子寬忠僧都入室天元二年

十二月七日任東寺入寺廿五十六 正曆三年

七月八日任東大寺別當三十八 在任二年 長徳四²⁹

年十月廿四日任權律師元内供 同十二月十

六日十六日復任東大寺別當在任一年 長保³⁰

四年七月廿六日任少僧都 僧正夢記云

長保年中欤年月日右府七十余日被惱不食也此

間可來訪御消息再三被示而有所憚

(第25紙)

早不參其間夢相石山僧證念來申云

右府御惱他人不可令平愈又不可令食

依御加持早復尋常哉云々爰丹波守

經國朝臣為御使到來今夜內必可

來者使者相共出京參右府之處加持

僧衆多也弊僧陳云今日先可修可用

食之加持覺緣律師頗有不善之氣

觀修僧正承諾云々極以佳也觀修云

已奉仕如意輪觀音畢以彼咒可令

奉加持給者即以加持亥時許

初食給此間感悅不遑鏤陳云々 ①

于時觀修大僧正深覺少僧都覺緣

律師兼學持經者殿下專一云々長和五年五月

十六日復任東大寺別當在任五年第二

度 記云今年夏旱魃殊甚人患

愁炎旱試臨神泉苑為致祈念欲 ②

率僧十人諸人間然更不承引雖然

為遂本意六月九日隨身請雨經孔雀

經相向神泉苑先參閑院申件案

內之處制止尤甚是招朝筭者尚不

信其誠寅時遂步行趣神泉星景未

沒之間且唱大日尊孔雀明王及大師

寶号日出之後轉讀二部之間已及

午尅雲陰覆首不中炎氣爰內府被

送迎車甍出經食時了閑院他邊

燒安息香祈禱之間未尅雷電

大雨內府還悔制止感激最深云々

寬仁元年十二月廿五日轉大僧都兼十

法務南京定澄卒替經二年補之

于時非長者三年十月廿日任權僧正

濟信轉大明救轉正同日也四年十

二月卅日轉正治安三年八月廿三日

補東大寺檢校万壽三年五月

六日近日大内有御藥事今夜遣左

衛門少尉平高本於石山任房有喚七³³

(第27紙)

日未尅出寺中申尅到真言院覽

休息之後參御前以如意輪小咒奉

加持七八兩日有滅氣九日已以平愈十

日欲罷出之間入道大相国命云明日

不宜^日也更不可然者仍其日候欲罷

出之間有召然而依有所思令奏已

退出之由而无實之旨風聞者怒參御

前即仰云今一兩日可候者雖然令

奏障之由内大臣被示偈輦車之慶

猶可令奏者雖不耳心^甘以藏人右衛

門尉平以康令奏退下畢輦車事

雖子細不見已勸賞欵万壽四年

二月廿四日春宮令惱瘧病給從上³⁴

東門院被仰可奉加持之由廿六日寅

尅率内供朝源東寺定額除照神³⁵

護寺七禪師義盛聖禪等參礙花

舍^{春宮}相共奉讀孔雀經及日午儲^{御所}

(第28紙)

君有命云爪色頗變奉置經卷更

念大日不動如意輪孔雀明王并大師

一心致誠爰有命云爪色復常心神

如例太有感悅御氣色酉尅給布

施於諸僧權大夫師房給裝束一襲

并綾袖長又召御簾中給沈念珠納銀

退出之時大夫賴重中宮大夫能信權中

納言長家左衛門督兼隆左大弁定賴

并殿上侍臣相送者有數至桂芳

坊西引駿馬一疋是入道大相國之所

給云々帶刀等引輦車依令旨也三月

十日朝源任權律師僧綱補任云

大僧正奉祈春宮御瘧病賞云々

白河院
承保二年

法印權大僧都信覺勸修寺

正月十四日加任六十四兼法務長信替經

三年良深退出之間加持香水勤之

(第29紙)

同日兼仁和寺別當二月九日拜堂

超一長者初例也

同三年

四年十一月十七日改元太元法宣慶勤之

六月廿七日賴信法務頓死六十八十二月

十九日三井覺円大僧正兼法務

長者法印權大僧都信覺法一

後七日法行之於加陽殿加持香水

伴僧交名不載法務如何十二月十

九日任權僧正

承曆元年巳丁

十二月十八日法勝寺供養

長者權僧正信覺法一

二月廿六日轉心去正月天台勝範卒替^{〔正〕}

後七日法行之於六條御所加持香水

同二年

正月二日午尅石山燒亡觀音像遁災

(第30紙)

令飛出給

長者僧正信覺_{法一}

後七日法行之於清涼殿加持香水

同三年

五月廿七日中宮御產御祈義範

律師修孔雀經法伴僧十六口但不夜

律師請仍仰綱所被召之七月九日中

宮賢子右大臣顯房女關白師實猶子

生皇子堀河院是也依立願誕生之後

右府參東寺被啓白宿願成就之由
立願者塔婆造營事也

長者僧正信覺_{法一}

後七日法行之_{胎藏界}於大内加持香水

同四年

五年二月十日改元十月十五日

蝕御祈御室令修孔雀經法給

依宿願右府着東寺金堂礼堂

塔婆修營事始之造国顯仲

(第31紙)

朝臣燒失以後卅七_个年也

長者僧正信覺_{法一}

後七日法行之於賀院南殿加持香水

永保元年_{辛酉}

長者僧正信覺法一

後七日法行之

或記云抑東寺寶藏下有死人穢

延喜七年
有此事不能取出道具等者凡僧別

當時因此旨奏聞之不可借用也

宗寺若者入道親王舍利道具之由

被仰下依勅定申請御室御道

具勤行之

永保二年

七月十一日庚寅於神泉苑以廿口僧被

行孔雀經御讀經長者信覺僧正

以下率參十三日壬辰御讀經延行

三日十四日癸巳晴時雲起甘雨雨遍37

(第32紙)

澍御祈之驗也仍差藏人右少弁基

綱被感仰靈驗之由十五日御讀

經結願

長者僧正信覺法一

後七日之法行之於大裏南殿內欽加持

香水依御物忌從承明門院西脇

門參入從左近陣前登南殿東

御橋七月廿八日丁未尚依炎旱為祈38

雨於東寺修孔雀經法初七日雨

不降今七個日延行仍申請大

師御持經孔雀經於仁和寺宮奉

渡之後大雨普潤八月七日丙辰晴時

雨下八專中八日又以甘澍仍差藏人弁

伊家遣東寺檀所被賀仰十日又³⁹

降雨十三日結願八月廿一日蒙輦

車宣旨^{祈雨賞}又以弟子嚴^{廿八護摩壇}

令叙法橋蒙兩賞例也

(第33紙)

同三年

四年二月七日改元十一月日法勝寺

九重塔并藥師堂供養

長者僧正信覺^{法一}

後七日法行之於堀川院加持香水

伴僧交名終不載法務

應德元年^{甲子}

長者僧正信覺^{法一}

三井覺円与信覺法務相雙九^个年

九月十五日卒^{七十四}号勸修寺濟信入

室覺源灌頂弟子私師皇慶阿闍^{光下}

梨入室太政大臣公季^{「公息」}界長久二年⁴¹

七月七日任凡僧別當^{皇慶替}延久元年⁴²

五月廿五日叙法眼^{五十九護持劣}三年

二月廿二日叙法印任東大寺別當

六十一承保元年十二月廿七日任權大

僧都

應德三年^{丙寅}

(第34紙)

立鳥羽殿奏後拾遺集

十二廿六即位

長治元年^{甲申}

法印權大僧都範俊^{鳥羽}

(第35紙)

五月十九日直任長者^廿六十八 即寺務^{第二度}
例也

本自兼山階寺權別當十一月廿五日^{三日イ}

拜堂

同二年

三年四月九日改元

長者法印權大僧都範俊

五月十九日兼法務經範替相雙増与

嘉承元年^丙
戊

三日廿日尊勝寺灌頂賢遍法印⁴³

長者法印權大僧都範俊^{法一}

同二年

三年八月三日改元^{一イ}十二月廿五日灌頂

七月十九日堀川天皇崩^{廿九}同日新院受禪^{五歳}
宗仁

長者法印權大僧都^{法一}

鳥羽院
天仁元年^戊
子

長者法印權大僧都範俊^{法一}

同二年

三年七月十三日改元 四月廿九日^癸
卯

御室於觀音院從法印寬助令受

傳法灌頂給^{十九}

長者法印權大僧都範俊^{法一}

三月卅日任權僧正^{七十三}

十二月八日灌頂小々一隆真

天永元年^庚
寅

長者權僧正範俊^{法一}

後七日法行之依行歩不快加持香水

役以權少僧都嚴覺為代官畢

十二月廿四日辞權僧正

同二年

長者權僧正範俊法

正月十一日還任權僧正

(第36紙)

同三年

四年七月十三日改元

三月十二日法皇六十御賀三月廿二日

尊勝寺灌頂山座主仁豪行之而

今年為東寺之巡而論言已改自

宗上下愁歎不止

長者權僧正範俊法一、二長者任九年直任

43

四月廿四日卒七十五于時山階寺權別

當号鳥羽僧正仁勢大威儀師子

成尊入室沔瓶灌頂弟子年月日勤

維摩堅義年月日任東寺入寺寬治

六年十二月十六日叙法橋五十五院御修法勞

嘉保二年十二月廿八日任權少僧都五十八

院御修法勞六イ 康和二年十月七日任興福

寺權別當依院宣成氏奉 非成業東寺

人希代之例也四年五月十三日轉權大

僧都五年七月廿五日叙法印興福寺供養

(第37紙)

永久五年

權少僧都嚴覺勸修寺

四月廿七日加任六十二十月十日拜堂十三日

灌頂小、一兼成小、一嘆德可有明年 上卿權

中納言宮内卿源重資參儀右近衛^⑬

中将藤原通季行事藏人左小弁

左兵衛權佐藤實光權少外記々々

左小史中原任兼

乞戒覺智誦經導師兼宗嘆德隆

真去十二月小灌頂受請威儀師行

秀五重合袴二絹五十疋從儀師暹真

三重合袴一絹卅疋綱于鎰取各一重

十五疋制鎰取單衣一領十疋手鎰取^{副歌}

五疋所守三疋酒肴如例

元永元年^戊 太元寬惠^觀

權少僧都嚴覺

後七日法行之初度加持香水土御門

同二年 三年四月十日改元

(第38紙)

權少僧都嚴覺

保安元年^庚 子

權少僧都嚴覺

後七日法行之加持香水土御門五月十二日

任權大僧都^{六十五} 御室禁中孔雀

經法賞讓七月十七日^{乙卯} 神泉祈雨

御讀經參勤之

同二年

權大僧都嚴覺

[加任五年]^⑭

閏五月八日卒^{六十六} 号勸修寺僧都

參議源基^平 息信覺僧正入室灌

頂弟子範俊僧正重受入壇資永

保二年八月十三日叙法橋信覺

僧正祈雨孔雀經法賞嘉承元

年七月十九日叙法眼覺意僧都

祈雨孔雀經法賞天仁二年八月

十八日任權少僧都此長者有所

(第39紙)

司初參事三綱京凡

絹各十疋中綱五疋所司職掌各三疋

近衛院
康治元年壬戌

權大僧都寬信

後七日法行之加持香水土御門本寺所司供

奉御影供々養法勤之十月十九日奉寺務

宣旨云大僧正頻辞可行今年東寺灌頂

事者藏人木工頭範家同廿日院宣云任先例可

行高野布施沙汰云々民部卿顯頼奉廿二日以寬成補

高野小別當畢廿五日定海、一辞狀職事

久安二年 天台座主行玄法務任日可尋之

長者權大僧都寬信

後七日法行之十三日兼法務定海御影供

々養法勤之十二月七日於民部卿九条

享饗綱所每事過差先規畢十二月

廿六日灌頂小、一院嚴乞戒慶成

同四年

長者權大僧都寬信法一 正月五日民部卿顯頼薨依服暇辞後七日畢

久安五年五ノイ四月十二日高野自大塔雷火出來灌頂堂并金堂悉炎上於御影堂者雖為咫尺之間免餘焰畢希代勝事也

長者權大僧都寬信法一

同六年七年正月廿六日改元正月十九日廣隆本ノマ、佛法炎上

正月十五日當寺所司下部為供養申請

佛舍利三粒此内金色乙壺安置寶藏其時可奉迎講堂

長者權大僧都寬信法一

(第40紙)

後七日法行之加持香水東三条被載法務字
二月七日寬遍依叙法印去寺務為二長者

仁平元年辛未

權大僧都寬信法一

同二年

權大僧都寬信法一

同三年

權大僧都寬信法一

後七日法行之加持香水近衛殿加持香水以前可叙法印之由訴申之間御願依可及遲怠忽有勅許仍如元寺務此時不被成寺務之吉書二月十五日西院不動御光作繼給畢三月七日依痢病卒七十号勸修寺法務大藏卿為房息三論宗兼学嚴寬大僧都付法灌頂弟子康和五年三月日補阿闍梨廿尊勝寺十二月卅日被下東大寺准得業宣旨本寺嘉承元年五月十三日最勝講聽衆二十三其後七个年勤仕之永久元年月日任東寺入寺卅二年十月廿五日賜維摩講師請卅一元永元年五月十日最勝講々師卅五其後七个年勤之
 大治元年五月卅日任元興寺別當四十三四年十二月廿九日任權律師四十六元興寺修理賞

東寺觀智院金剛藏聖教類調查報告二題

并明年御齊最勝兩會講師請惠曉
坐事替長承三年六月廿日任權少僧都五十三會
講師勞

建永元年

(第41紙)

法印權大僧都成寶

三月十五日加任四十八同日權法務

承元々年丁卯

法印權大僧都成寶

同二年

成寶

同三年

成寶後七日法行之

承久三年

長者僧正成寶

〔承永元年二長者四年〕
承久三年二長者一年〕
⑪

仁治三年

長者僧正聖基 直任 四月十日任長者 八月五日病妨故辭長者

文永十一年

僧 正道寶

『元年 同』

建治二年

僧 正道寶 觀音院灌頂行之

同三年

僧 正道寶 仙洞尊勝陀羅尼供養 御導師參勤之

弘安元年

長者僧 正道寶 於禁中修五大虚空藏法^五

〔文永十年二長者五年
■弘安元年一長者二年〕^⑮

弘安四年

僧 正勝信 後七日法行之

(第42紙)

同六年

長者僧 正勝信 後七日法行之

〔弘安三年加任三年
同五年一長者二年〕^⑯

同七年

長者大僧 正勝信 二月廿六日辭大僧正

正安二年

僧 正信忠 八月十五日加任長者

〔或記云正安三年任一長者^五〕^⑰

乾元々々年

長者前大僧正信忠 後七日法行之

嘉元々々年

長者前大僧正信忠 御影供行之

同二年

長者前大僧正信僧忠^⑪ 御影供行之

同三年

長者前大僧正信忠 二月十五日辞寺務

元亨二年

僧 正教寛 正月九日加任一長者

同三年

僧 正教寛

正中元年

長者僧正教寛 後七日法行之

(第43紙)

同二年

長者大僧正教寛 御影供行之

嘉曆二年 二月十四日御祈

長者前大僧正教寛 御記云寛胤親王十二月十日
辞長者在任七个月也。^⑫

(第44紙・奥書)

文明元年二月三日 以慈尊院御本令書写畢

浄土院僧正信 (花押)

注

- ① 両外題とも右肩に「内箱」と朱書あり。書誌事項参照。
- ② □、虫損。「正」なるべし。
- ③ このあと三行分ほど空いて折目痕、次行は折目痕の後にあり。
- ④ 或記云、墨線にて「承俊」に接続す。
- ⑤ 五日、ママ(改元は五月二十二日)。
- ⑥ 暑、ママ(署)。
- ⑦ □□、虫損。上文に七十五、下文に(天慶六年に)五十一と見ゆ。
- ⑧ 任、左傍に朱小丸を付す。
- ⑨ 任、左傍に朱小丸を付す。
- ⑩ 任、左傍に朱小丸を付す。
- ⑪ 任、左傍に朱小丸を付す。
- ⑫ 四、左肩に墨筆抹消符を付す。
- ⑬ 經、書き損じて右肩に書き改む。
- ⑭ (双注左行)定證、ママ。他の箇所「定澄」に作る。
- ⑮ 号、右傍に押紙、「ハク」の如き墨筆あり。

- ⑬ 押紙「永延二年加任二長者■」（十二年を墨抹）十年ノ長徳四年八月廿六日ヨリ一長者十五年 長者補任ニ在之歟」あり。現在剝離して挟み込み。雅慶への注なるべし。
- ⑭ 六月、ママ（改元は六年四月二十三日）。朱、右肩に朱筆補入符を付す。
- ⑮ 空、左傍に朱小丸を付す。
- ⑯（抹消の）僧、字郭全体に墨筆「×」。
- ⑰ 「」内、押紙（異筆）。（末尾の）、「歟」の省筆なるべし。不、虫損。残画および意により推す。
- ⑱ 壬、干支を書きかけたもの（長元四年は辛未、翌五年が壬申）。（抹消の）雨、字郭全体に墨筆「×」。
- ⑲ 同、不明字に重書、さらに右傍に書き改む。
- ⑳ ×、「亭」らしき字画を書きかけて字郭全体に墨筆「×」。
- ㉑ 閏月、当年に閏月なし。改元は五年十一月二十四日。
- ㉒ 「」内、押紙（異筆）。
- ㉓ 在任二年、異筆。
- ㉔ 十六日、衍ママ。
- ㉕ 鏤、「縷」なるべきか。
- ㉖ 早、字画は「早」に近し。
- ㉗ 任、「住」なるべきか。
- ㉘ 上、字画不整につき右傍に書き改む。
- ㉙ 除、「塗」とも見ゆ。
- ㉚ 心、左傍に朱筆抹消符を付す。
- ㉛ 雨、字画不整につき右傍に書き改む。
- ⑳ 早、字画は「早」に近し。
- ㉑ 檀、ママ（壇）。
- ㉒ 殿の下、「覺」脱なるべし。
- ㉓ 界、左傍に朱筆抹消符を付す。
- ㉔（双注右行の）皇、左傍に朱筆抹消符、右傍に朱筆「光」。
- ㉕ 三日、ママ。「三月」なるべし。
- ㉖ 「」内、押紙（異筆）。
- ㉗ 儀、ママ（議）。
- ㉘ 「」内、押紙（異筆）。
- ㉙ 「」内、押紙（異筆）。承永、ママ。
- ㉚ 「」内、押紙（異筆）。■、「弘」を書きかけて墨抹。
- ㉛ 「」内、押紙（異筆）。
- ㉜ この行、異筆後入。
- ㉝（抹消の）僧、字郭全体に墨筆「×」。
- ㉞ 双注、異筆と見ゆ。